

平成28年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	徳島県蔵本公園・徳島県鳴門総合運動公園・徳島県中央武道館	施設所在地	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 ほか
指定管理者名	(一財)徳島県スポーツ振興財団	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
施設所管課	県民スポーツ課	【連絡先】	088-621-2113

1 施設の概要

設置年月日	蔵本公園(昭和27年5月19日設置)、鳴門総合運動公園(昭和44年5月20日設置)、中央武道館(昭和63年9月23日設置)
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与する。
施設内容	(1) 名称 徳島県蔵本公園 (2) 所在地 徳島市庄町一丁目76番地の2 (3) 設置日 昭和27年5月19日 (4) 施設規模 敷地面積 91,000.00㎡ 建築面積 5,299.43㎡ 延床面積 9,130.02㎡ (5) 主要施設 野球場、プール、庭球場、相撲場 (1) 名称 徳島県鳴門総合運動公園 (2) 所在地 鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 (3) 設置日 昭和44年5月20日 (4) 施設規模 敷地面積 261,079.98㎡ 建築面積 19,228.73㎡ 延床面積 34,032.73㎡ (5) 主要施設 陸上競技場、第二陸上競技場、野球場、体育館、武道館、弓道場、庭球場、球技場、相撲場、集会所 (1) 名称 徳島県立中央武道館 (2) 所在地 徳島市徳島町城内6番地 (3) 設置日 昭和63年9月23日 (4) 施設規模 敷地面積 1,449.61㎡ 建築面積 1,449.61㎡ 延床面積 2,539.35㎡ (5) 主要施設 柔道場、剣道場、弓道場
利用料金等	徳島県都市公園条例(昭和33年徳島県条例第20号)及び徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例(昭和63年徳島県条例第26号)の規定による。
開館日・休館日等	徳島県都市公園条例(昭和33年徳島県条例第20号)及び徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例(昭和63年徳島県条例第26号)の規定による。

2 指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	(1) 本件施設の維持管理に関する業務 (2) 本件施設の利用の許可又は承認に関する業務 (3) 本件施設の使用料の徴収に関する業務 (4) 本件施設を利用したスポーツの普及振興及び健康の保持増進に関する業務 (5) その他本件施設の管理に関し、県が必要と認める業務
------------	--

3 施設の管理体制

管理体制	正職員 22 名 臨時職員 9 名 計 31 名		
	(鳴門事務局) 事務局長(常務理事) — 次長 — 総務係(正規(次長)4, 臨時1) 管理係(正規6, 臨時1) 健康スポーツ係(正規2, 臨時1) 広域スポーツセンター(正規1, 臨時1) 理事長 — 蔵本事務所 事務所長(常務理事) — 総務係(正規1, 臨時1) 管理係(正規3, 臨時1) 健康スポーツ係(正規1, 臨時2) 中央武道館支所(正規1, 臨時1)		

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	28年度	52,527	73,343	55,424	102,123	85,257	53,902	61,731	57,013	30,382	31,245	35,230	46,630	684,807
	27年度	55,977	70,089	71,298	79,117	76,407	65,586	78,822	55,969	29,717	27,965	30,639	48,637	690,223
	26年度	59,541	84,432	52,927	84,554	82,375	68,090	56,680	52,370	47,590	27,492	26,185	50,119	692,355

月別利用 料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	28年度	4,726	5,511	4,478	6,820	8,118	5,270	5,351	4,883	3,585	3,210	3,741	4,326	60,019
	27年度	5,122	5,550	4,545	5,993	7,335	5,850	6,131	4,895	3,188	3,032	3,267	4,305	59,213
	26年度	4,508	5,415	4,388	6,740	6,031	5,392	5,047	4,352	3,571	3,258	3,298	4,164	56,164

施設毎 利用料金収入 (千円)		鳴門	蔵本	中央			計
	28年度	36,910	19,948	3,161			60,019
	27年度	36,144	19,661	3,407			59,212
	26年度	32,376	20,236	3,552			56,164

5 収支の状況

(単位：千円)

項 目		平成28年度	平成27年度（前年度）	平成26年度（前々年度）
収入	指定管理料	389,065	398,277	416,275
	利用料金収入	—	—	—
	事業収入	5,732	3,568	3,723
	その他	19	40	33
	計	394,816	401,885	420,031
支出	人件費	159,755	154,678	158,003
	管理運営費	216,883	205,103	234,981
	事業費	2,946	2,613	3,045
	その他	14,878	23,428	17,765
	計	394,462	385,822	413,794
収支		354	16,063	6,237

6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	・委託業務の内容の見直しや契約の見直し（入札、複数年契約）をするほか、消耗品類の一括購入、LED電球への交換など、経費の削減に取り組んでいる。 - また、樹木剪定、塗装等簡易なものはもちろん、プール漏水箇所の修繕、芝生の張り替えやコンクリート舗装等も職員で対応するなど、様々なところで経費の削減に取り組んでいる。
サービス向上の取組	・各種教室開催時及び事務室窓口においてアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努め、ニーズに対応したサービスの提供に取り組むほか、職員が健康運動指導士、体育施設管理士、芝草管理技術者の資格を取得するなどサービス向上に向けた取組を行っている。

7 自主事業の取組状況

自主事業取組状況	・参加希望人数や参加者等の要望を踏まえ、利用者ニーズに応える形で、自主事業（健康教室等）を計画的に実施している。 ・毎年利用者ニーズを把握し、利用者ニーズに対応した講座（スポーツ教室のみならず文化教室の実施など）の充実に取り組んでいる。
----------	---

8 管理運営業務に係る評価

項 目	評 価	点 検 結 果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進	A	・年1回年度末に行うアンケートのほか、事務室窓口や各種教室で利用者へのアンケート調査や聞きとりを行い、利用者ニーズの把握に努めている。
②自主事業 ・計画した自主事業の実施	A	・自主事業（健康教室等）を計画的に実施している。 ・新たな事業を実施するほか、募集を前期・後期の2回実施するなど、利用者ニーズに対応している。
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理	A	・作業計画に基づく維持管理ができています。 ・施設の保守管理、修繕、県備品等の管理は適正に行われている。
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	S	・委託業務の内容の見直しや契約の見直し（入札、複数年契約）を行い、経費の削減に努めている。 ・簡易な修繕や植栽の剪定などはもちろん、芝生の張り替えやコンクリート舗装など、一定のスキルを必要とするようなものまで職員が行うなど、経費の削減に取り組んでいる。
⑤管理運営体制等 ・管理運営業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・利用料金の徴収、減免 ・モニタリングの実施状況	A	・職員は管理運営業務計画どおり適正に配置されている。 ・月次報告、事業報告書は適正に提出されている。 ・職員の研修や資格取得に積極的に取り組んでいる。
⑥職員体制 ・職員の労働条件	A	・事業計画書に記載のとおりとなっている。
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託	A	・地元雇用、地元企業からの調達、業務委託に努めている。
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携	A	・地元地区の住民とともに、施設見学を兼ねた避難訓練を実施するなど、防火・防災訓練等について地元や関係団体等と連携を図っている。
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応	A	・緊急連絡体制等が整備され、職員への周知が行われているほか、職員に対する研修も積極的に実施している。 ・施設利用者に対する安全対策に配慮している。

項 目	評 価	点 検 結 果
⑩環境への配慮 ・環境対策の状況	A	・環境にやさしい防虫剤，人体に安全・安心な石灰の使用やLED電球への交換を積極的に行うほか，忘れ物傘を貸出用として再利用するなど，環境へ配慮した取組みを行っている。
⑪その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制	A	・関係法令に基づく処理は適正に行われている。 ・情報公開要綱及び情報公開事務取扱要領を定め、情報管理が適正に行われている。
総合評価	A	・協定書，事業計画書等に基づき，適切に管理運営業務が行われている。

〈評価指標〉 S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
A：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

※ 項目については、事業計画書と整合性をはかる。

9 その他（今後の課題及び対応等）

・施設の管理については計画的な改修に努めているが、老朽化に伴う突発的な修繕箇所の発生など、今後も多数の修繕が予想されるため、施設の状況を常に把握しながら、十分な協議を行い計画的な維持・補修を行っていく必要がある。